納 税 準 備 預 金

令和６年12月27日現在

商　品　名 （愛　称）	納　税　準　備　預　金

販売対象	・法人、個人
期　　間	・特に期間の定めはありません。
預　　入 (1)　預入方法 (2)　預入金額 (3)　預入単位	 ・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・次の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。 (1) 所得税 (2) 法人税、相続税、贈与税 (3) 事業者が納付する物品税、酒税、消費税等 (4) 市区町村民税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、国民健康保険税等の地方税 (5) 事業者が地方公共団体に納付する入場税、遊興飲食税等
利　　息 (1)　適用金利 (2)　利払方法 (3)　計算方法	 ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年２回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
税　　金	・利息には所得税はかかりませんが、納税目的以外に払戻した場合は、次により課税扱いとなります。 ・利息には復興特別所得税を含め、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。 (1) 一般納税準備預金 一度でも納税外支払があれば、その払出しの属する利息計算期間中の利息については、課税扱いとなります。 (2) 納税貯蓄組合預金 利息計算期間中の納税外支払額の累計が10万円を超える場合、その期間中の利息については課税扱いとなります。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧いただくか、または窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談･苦情･紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預･融 共通）」をご覧ください。

空知信用金庫